

定例教育委員会

議

案

議案第10号

坂井市就学援助費支給要綱の一部改正について

坂井市就学援助費支給要綱の一部改正について、次のとおり承認を求める。

令和2年6月23日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

## 坂井市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱

令和 年 月 日  
坂井市教育委員会告示第 号

坂井市就学援助費支給要綱（平成18年坂井市教育委員会告示第62号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「11,520円」を「11,630円」に、「22,510円」を「22,730円」に、「2,250円」を「2,270円」に、「50,600円」を「51,060円」に、「57,400円」を「60,000円」に、「1,580円」を「1,600円」に、「2,290円」を「2,310円」に、「3,650円」を「3,690円」に、「6,150円」を「6,210円」に、「21,670円」を「21,890円」に、「60,300円」を「60,910円」に、「実費（上限7,570円）」を「実費（上限7,650円）」に改める。

### 附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の坂井市就学援助費支給要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

坂井市就学援助費支給要綱(平成18年坂井市教育委員会告示第62号)新旧対照表

改正案 (新)				現行 (旧)			
別表第2(第7条関係) 就学援助費の支給額				別表第2(第7条関係) 就学援助費の支給額			
番号	費目	支給額		番号	費目	支給額	
		小学校	中学校			小学校	中学校
1	学用品費	11,630円	22,730円	1	学用品費	11,520円	22,510円
2	通学用品費(第1学年を除く)	2,270円	2,270円	2	通学用品費(第1学年を除く)	2,250円	2,250円
3	入学準備金	51,060円	60,000円	3	入学準備金	50,600円	57,400円
4	新入学学用品費	51,060円	60,000円	4	新入学学用品費	50,600円	57,400円
5	校外活動費 宿泊を伴わないもの	1,600円	2,310円	5	校外活動費 宿泊を伴わないもの	1,580円	2,290円
		3,690円	6,210円			3,650円	6,150円
6	学校給食費	実費	実費	6	学校給食費	実費	実費
7	修学旅行費	21,890円	60,910円	7	修学旅行費	21,670円	60,300円
8	体育実技用品費(柔道・剣道)	—	実費(上限7,650円)	8	体育実技用品費(柔道・剣道)	—	実費(上限7,570円)
9	通学費	実費の1/2	実費の1/2	9	通学費	実費の1/2	実費の1/2
10	医療費	実費	実費	10	医療費	実費	実費
11	PTA会費	3,000円	4,000円	11	PTA会費	3,000円	4,000円
12	独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金	460円	460円	12	独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金	460円	460円

議案第 1 1 号

就学指定校の変更許可について

就学指定校の変更許可について、次のとおり承認を求める。

令和 2 年 6 月 2 3 日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

議案第12号

坂井市社会教育指導員設置等に関する規則の一部改正について

坂井市社会教育指導員設置等に関する規則の一部改正について、次のとおり承認を求める。

令和2年6月23日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市社会教育指導員設置等に関する規則の一部を改正する規則

令和2年 月 日  
教育委員会規則第 号

坂井市社会教育指導員設置等に関する規則（平成18年坂井市教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「2年」を「その任命の日から同日の属する会計年度の末日まで」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第6条第1項中「非常勤」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

坂井市社会教育指導員設置等に関する規則(平成18年坂井市教育委員会規則第23号)新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
<p>（任期）</p> <p>第5条 指導員の任期は、<u>その任命の日から同日の属する会計年度の末日まで</u>とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠指導員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>（勤務）</p> <p>第6条 指導員は、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員</u>とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（任期）</p> <p>第5条 指導員の任期は、<u>2年</u>とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠指導員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3 満70歳に達した者は、任命できない。ただし、任期途中において満70歳に達したものはこの限りでない。</u></p> <p>4 （略）</p> <p>（勤務）</p> <p>第6条 指導員は、<u>非常勤</u>とする。</p> <p>2 （略）</p>